

様式2-1 規制特例再提案書

特区計画 (構想)管理 番号	規制特例 提案事項 管理番号	規制特例 提案事項 番号	規制の特例事項 (事項名)	管理コー ド	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	再提案理由	根拠法令等	制度の所管官庁	代替措置の内容	その他(特記事項)
【当室で記入】提案主体による記入は必要なし	【当室で記入】提案主体による記入は必要なし	提案する「規制の特例事項」毎に、1から順番に半角数字で付番すること。	再提案する規制の特例事項の事項名を記入すること。	(注1、注2、注3) 再提案する規制の特例事項のコードを半角数字で記入すること。	<ul style="list-style-type: none"> 規制の特例事項の具体的な提案内容を記入すること。 規制を撤廃する提案であるのか、数量等を緩和する提案であるのか、明確にすること。(数量等の緩和については、どこまで緩和する必要があるのかを明確にすること) 	<ul style="list-style-type: none"> 提案する規制の特例を活用して実施しようとする具体的事業の内容を、その効果を含め、記入すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 既に認められている規制の特例事項等の拡充については、現在の規制の特例等では不十分であると再提案理由を明確にすること。 これまで提案が認められなかった事項については、各省庁の懸念に対する具体的な解決方法や具体的な効果等を明確にすること。 現状の規制の問題点、規制の特例を適用しなければ事業の実施ができないとする根拠(必要性)を明確にすること。 これまでに事業の実施を断念した事例があるなど、再提案を行うに至った経緯を明確にすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 規制の根拠、又は改正すべきであるとする法令等の名称及び該当条項等を記入すること。 該当法令等の法律、政令、省令、通達、告示の別が分かるようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象の根拠法令等を所管する省庁名を記入すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 特例の適用にあたって代替措置を講ずる場合、その代替措置の内容、責任主体等を記入すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な事業の実施内容、提案理由を補強する資料(新聞記事、研究会報告書等)がある場合は、添付資料として提出すること。その際、本欄において、添付資料の項目を列挙すること。 他の規制の特例事項と一体的に実施されることにより効果を発揮する場合など、他の規制の特例を用いた事業等との関係を記入すること。

注1) 第1次提案及び第2次提案に基づいて定められた、構造改革特別区域基本方針の別表1「特区において講ずることが可能な規制の特例措置」及び別表2「構造改革特区に限定するのではなく、全国において実施することとなった規制改革事項(実施時期及び内容が明示されているものに限る。)」の内容を拡充する再提案については、「基本方針の別表1・2の別」,「番号」,「特定事業の名称」又は「講じられる規制改革事項」を記入すること。(例:基本方針 別表1 **** 事業)

注2) 第3次提案に基づいて新たに特区において講ずることが可能となる規制の特例措置、又は全国において実施する規制改革事項の内容を拡充する再提案については、「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針について(平成15年9月12日 本部決定)」の「対応方針の別表1・2の別」,「番号」,「事項名」を記入すること。(例:対応方針 別表2 **** の容認)

注3) 第1次提案から第3次提案において、規制改革の要望が認められなかった事項等の再提案については、「第1・2・3次提案の別」,「管理コード(規制改革事項No.)」,「規制の特例事項名(改革要望事項、又は特例事項)」を記入すること。(例:3次提案 ***** に関する特例)

注4) 複数の規制の特例事項について提案する場合は、1行内に記載せず、必ず行を分けて記入すること。

注5) とりまとめの都合上、セル幅の変更、セル結合等の様式の変更は原則として行わないこと。